

広報

リシリ

KOHO RISIRI



人口と世帯

世帯数	1,491
人口	6,657
男	3,327
女	3,330

昭和51年2月1日現在
(住民基本台帳登録人口)

昭和51年3月1日発行



〇として保存しましょう

熱気をおびる小、中学生のカルタ大会，研修センターにて撮す

'76

3

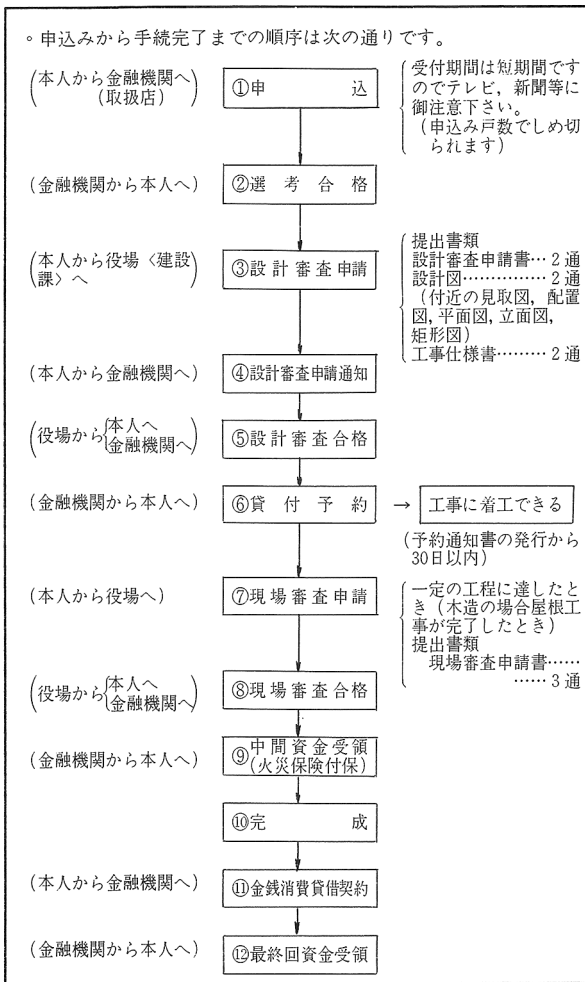
月号

No.60

3月号もくじ

- 建設だより……………2
- 住宅金融公庫の融資住宅について……………2
- 社教だより……………4
- 郵便局からのお知らせ……………5
- 派出所だより……………6
- 「ヒトテ」は害敵……………6
- 広報トピックス……………7
- 戸籍のうごき……………8

する方
 ◎融資額
 工事費の七〇%以内の額で一〇万円から一四〇万円まで(簡易耐火構造及び耐火構造の場合は一四〇万円まで)とする。
 ◎融資条件
 ◎利率 年六・〇%
 ◎返済期間 十年以内
 ◎返済方法元利均等で原則とし、個人住宅建設の場合と同じです。提出書類は個人住宅を建設する場合に比較し省略されているものもあります。
 ◎返済方法元利均等で原則とし、仙法志支所又は金融機関(業務取扱店)へお尋ね下さい。



住宅金融公庫の融資を受け 住宅建築される方へ

今年も住宅の『新』『増』『改』築存じます。町の皆様方にはそれぞれ本年融資住宅の建築計画を立てられている方も多く見られます。又折角活用出来る資金も図面其の他の書類が、遅くなるため資金面について心配されるむきも出て来るとお思います。

例年のことですが設計審査合格通知が手元に届く以前に建築から準備を進められ受付が開始(五月初旬予定)されましたら、いつでも関係書類の提出が出来

碧い海をいつまでも

尚この制度で疑問な点がありましたら遠慮なく、建設課迄お前着工を認めない方針ですので、いで下さい。充分御注意下さい。

プロパンガス メーターの 設置

プロパンガスの取引の適正化を期するため体積で販売することが義務づけられ十キログラム以上のボンベでプロパンガスを消費する方は五十年三月三十一日までに、すべてメーターを取り付けなければならない事になりました。

ただし少量消費者(以前からの消費者で四十九年九月から五十年三月までの六ヶ月の月平均消費量が六キログラム以下の消費者)の方については、その期限が一年延長になりましたが、五十年三月三十一日までに、メーターを設置する方が、十キログラム未満の小型ボンベに切替えるかのいずれかにしなければなりません。(小型ボンベの場合、メーター取付けの必要はありません)

プロパンガスにメーターを設置しましょう

51年4月1日から10キログラム以上のボンベにはメーターを取付けなければなりません。

なお、ボンベを屋外に設置されている場合には水や雪が落ち、雪で埋まってしまわない様な場所を選び転倒しない様に、ボンベをチェーンなどで固定する様にして下さい。また水や雪が落ちる危険性のある場所には覆をもうけるか、ボンベ収納庫に入れて下さい。

みんなのおうちが明るい選挙

住所の変更届は忘れずに!!

ご承知の様に住民基本台帳制度は、住民の地位に関する正確な記録を常に整備しておくための制度です。

「引越したのに転居、転入届を出していない」という事を耳にする事がありますが、この様な住民の居住に関する事実を把握するために住民基本台帳があるのです。特に今日のように生活が流動化し、人々の移動が激しい状態においては、市町村の機関のみではその把握が困難であり、住民からの住所の変更等に関する正確な届出が必要なのです。

必要とするものは、次のとおりです。

◎転入(あらたに市区町村の区域内に住所を定めること)届

◎転居(同一市区町村の区域内において住所を変更すること)届

十四日以内
市町村が取り扱っておりますので役場窓口に出して下さい。

◎転出(市区町村の区域外へ住所を移すこと)届
◎世帯変更(属する世帯又はその世帯主に変更のある場合)届

十四日以内

なお、これらの届出を怠った場合や、虚偽の届出は、住民基本台帳法に基き罰せられることがあります。

社教だより

!!町民文化教室開設のお知らせ!!

!!少しでも興味のある初心者を対象に!!

私達の日常生活での住所、世帯等についての公証、又選挙人名簿の登録、国民年金の受給、就学、印鑑登録など皆さんの権利の基礎となる大切なものです。

さらに市町村が行政の運営上これらの資料を必要とする場合が多く、これがなくして適正な自治の運営を期することも、行き届いたサービスの提供も困難となるのです。

この教室は、高い技術や知識をもつ方の教室ではありません。忙しい、忙しいと云われる毎日の生活に少しでも自分の時間を

見つけ出し、何かを作ったり、工夫したり、又話をしたり何かが集ればそこには必ず楽しい

工賃が住所の変更等で届出を

利尻町公民館では、本年四月より町民文化教室を開設します。

ムードとうるおいが生れる事と

この様な教室です。誰でも参加出来ます。隣り近所、職場、しない事もあります。

最低人員に達しない時は開設

募集人員

費用

負担

文化教室開設内容

地区	コース名	人数	対象	会場
仙法志地区	趣味の陶芸	10~15人	青年以上の男女	公民館
	アクセサリー	7~15	女子	
	版画	7~10	男女	
	風づくり	7~15	〃	
	俳句	7~15	〃	
	書道	7~15	〃	
	美術	7~10	〃	
沓形地区	郷土史	10~15	〃	研修センター
	趣味の陶芸	10~15人	青年以上の男女	
	風づくり	7~15	〃	
	書道	7~15	〃	
	美術	7~10	〃	
沓形地区	郷土史	10~15	〃	研修センター
	料理	10~15	家庭婦人	

公民館 TEL 49
研修センター TEL 4-2445
※詳細は

御厚意有難う存じます

◎仙法志後藤明殿から香典返しを廃されて愛情銀行経由仙法志愛の鐘設置基金に金一封を寄贈されました紙上を借ってお礼申し上げます。

美容料金などの表示

51年1月20日から美容業やクリーニング業の料金の店頭表示が実施されております。

ご存知ですか？ (スリー) 3 ライト運動を……

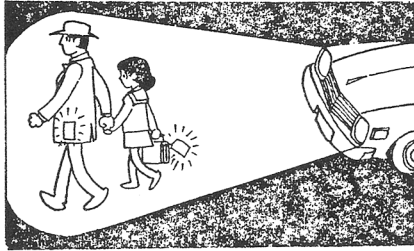
◎ダックライト, ◎シューライト, ◎スコッチライト等御希望の方は役場住民課 広報交通安全係までお申込み下さい。

安全とは見えることです

昭和50年中に、道北地方で発生した歩行者、自転車事故の69%が、薄暮から夜間にかけて起きています。その原因は夜間はものが見えにくいという条件の中で運転者から歩行者や自転車が見えないことになるものです。

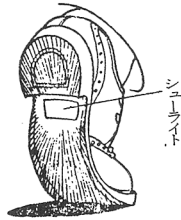
「安全とは見えることです」を合言葉に、歩行者、自転車は夜間「スリーライト」を着用し運転者は、ライトの反射を見たら、まず速度を落して、歩行者や自転車を交通事故から守りましょう。

- タッグライト (光る下げ札、杖、腕章、タスキ、チョッキなど) (35円)

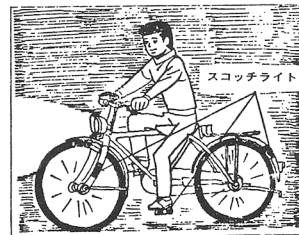
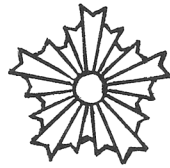


- シューライト (靴底反射シート) (500円)

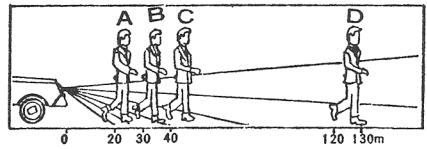
靴にシューライトを貼った場合、ヘッドライトを上向き、下向きに関係なく最もよく見え安全です。



“派出所、だより”



- 黒っぽい服装は危険です。とくに老人の夜間外出には気をつけよう。
- ライトで光る反射材を、日常の服装にとり入れる工夫をしよう。



歩行者A	黒っぽい服を着用した場合	26mの距離から見える
歩行者B	グレーの服を着用した場合	31mの距離から見える
歩行者C	明るい色の服を着用した場合	38mの距離から見える
歩行者D	くつにシューライトを貼った場合	120~130mの距離から見える

- スコッチライト (自転車反射テープ) (120円)

自転車には夜光る部分を多くすることによって「自転車が見えた!ブレーキをかけた、しかし間に合わなかった」こんな事故はもう終りにしましょう。

私たちの住んでいる地先海岸は自然環境に恵れ、コンブやワカメ、ウニ、アワビ等の多くの磯資源がたくさんありましたが色々な原因でだんだん少なくなってきました。

その一つには恐るべき「害敵」がいて大切な資源を毎日密かに喰い荒しているのです。

磯資源と一緒に住んでいる「害敵生物」には多くの種類がいますが、その中でも特に「ヒトデ」が最も大敵です。

利尻島周辺のヒトデ類は、ヒトデ、イトマキヒトデ、ニッポンヒトデ、ヤツデヒトデ、クモヒトデ等約13種類が浅海で10アル(10×10×10)当たり平均42個体の沢山のヒトデが分布している事が調査の結果判明しています。

ヒトデ一匹が一年間にどの位のエサをたべているかというと「三〜四cmのアワビを200個体、稚仔、アワビ、ウニでは836個体」も喰い荒していると



ヒトデを 駆除しよう

「ヒトデ」は害敵

又アワビやウニの子供達も漁民の方々の手でヒトデを駆除してくる事を強く望んでいるのです。

ヒトデを駆除する事がアワビやウニを増産させる事に大きな役割を果たすことになるのです。

昨年七月、沓形漁組青年部の皆さんが自分達の実践活動としてヒトデを駆除したところ特に

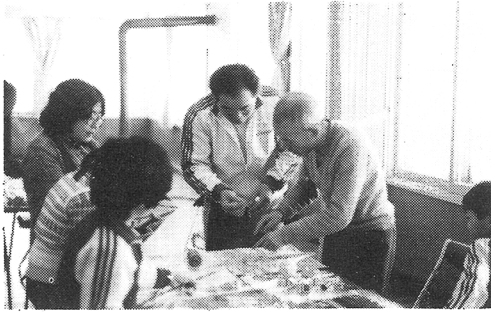
水産だより No.1

漁家の皆さんへ

いう驚くべき数字になっているのです。町や漁組ではこの大切な資源を増やす為に、毎年多額の費用をかけてアワビ、ウニ等の種苗の移植を行なっていますが、ヒトデのためにエサを与えていることにならないようにするために、漁民の皆さんが見つけたら必ずとる事を実行して下さい。

しあわせは明るく正しい選挙から

ゆたかな海で明るいくらし



◎親子たこ作り
講習会風景
仙法志公民館にて



◎週3回開かれている
ママさん
バドミントン
研修センターにて



みどりの地球はただ一つ
汚すのをやめましょう

支払われる保険金

区 分	金 額
死 亡 の 場 合	80万円
失明または片足を失ったとき	50万円
治療期間6ヵ月以上	12万円
” 5ヵ月以上6ヵ月未満	9万円
” 4ヵ月以上5ヵ月未満	7万円
” 3ヵ月以上4ヵ月未満	5万円
” 2ヵ月以上3ヵ月未満	3万円
” 1ヵ月以上2ヵ月未満	2万円
” 1週間以上1ヵ月未満	1万円
” 1週間未満	5千円

○請求手続きに要するもの

①保険カード ②交通事故証明 ③診断書 ④印鑑 そのほか状況によっては印鑑証明などです。

※町民交通傷害保険の有効期限が、三月末で切れます。四月からはまたあらためて加入手続きをとらなければなりません。

今年も掛金は一人月額三十円で、また事故などで保険の対象となつて支払われる保険金は、死亡の時の八十万円を最高に、一週間未満のケガをした場合の五千円まで、他の保険や賠償金などは関係なく支払われます。

あなたやご家族はもちろん近所の人達も誘い合い、一人でも多くの方が加入し、交通事故に備えましょう——申し込みは各戸に配布した用紙または、役場窓口で直接お申し出下さい。——

(支払われる保険金の内訳は別表のとおりです。)

町民交通傷害保険
家族そろって加入を

万一にそなえて家族ぐるみで
加入しましょう

「町民交通傷害保険加入者受付中」

4月加入者1人(年額)360円です
最高80万円まで補償されます

利尻町交通安全推進協議会

道楽さん家 工藤様



大宮 貢
長谷京子
田中正弘
小林富子

日出町
神磯



氏名 保護者 続柄 住所
塩田 愛 秀哉 長女(婿本町)
小平 智樹 正勝 二男 泉町
高橋 千春 紀夫 長女 御崎
寺田秀美子 信行 長女 神磯

氏名 年齢 住所
久米 奨 二五歳 日出町
飯田春蔵 四九歳 富士見町
伊藤チヨ 七六歳 富士見町
田沢玉治 六九歳 緑町
浜口こと 六七歳 政泊

いつでも
お幸せに



お誕生おめでとう
ございます

おくやみ
申し上げます



うづきぎ

戸籍の

2月1日~
2月29日

行政相談



― 役所への苦情 ―
意見を承ります

◇早く処理してもらいたい
◇処理に納得できない
◇不親切なめにあつた
◇手続きがわからない
など役所のことでお困りの方は
どんな小さなことでもお気軽に
ご相談下さい。親身になってお
世話致します。

○どんなことを相談するのか
恩給、年金、登記、国税、保
険、生活保護、環境衛生、農

地、郵便、道路、交通、公営
住宅、河川、公害、一般許認
可のほか国鉄、電々、専売等
のことについての相談。
どこえどのような方法で相談
するのか

各市町村におかれている行
政相談委員または旭川行政監
査局に口頭、電話、手続等い
ずれの方法でもかまいません
ので、お申し出下さい。

○旅行等で留守の場合もあるの
で、相談を希望される方は前
もって電話・手紙等でお知らせ
下さいますようお願い致します。

行政相談委員

利尻町沓形字富士見町
荒木健三 四一三六

お詫びと訂正

広報二月号中次の通り誤植が
ありましたのでお詫び致します
とともに訂正致します。

- ◎三頁下段旧軍人恩給法改正に
ついての記事中
暖和とあるのは緩和が正
- ◎六頁下段凸版の記事中
海船とあるのは漁船が正

自衛官を募集 2等陸・海・空士



- ★資格 18歳以上25歳未満の日本国籍の男子及び女子
- ★志願 次の窓口でいつでも受け付けております。

- ◎利尻町役場
- ◎利尻町役場仙法志支所